

問 I - 3 - ⑧ (法人の名称、定款の目的の変更)

公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請に当たって法人の名称、定款の目的を変更することは可能でしょうか。

答

- 1 いずれも可能です。
- 2 特例社団法人の場合は、総社員の四分の三以上の同意を得た上で（定款に別段の定めがある場合にはその要件を充足した上で）、主務官庁の認可を受けることにより法人の名称、定款の目的を変更することが可能です（整備法第 88 条、民法第 38 条、民法第 37 条第 1 号及び第 2 号参照）。
- 3 特例財団法人の場合は、特例財団法人の定款（寄附行為）の定め方や機関設計に従い、次の三つの方法のうち、いずれかの方法により法人の名称や目的を変更することができます。
 - i 新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがある特例財団法人の場合は、その定めに従い、名称や目的を変更する定款変更を行い、主務官庁の認可を受けます（整備法第 94 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項）。
 - ii 新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがない特例財団法人の場合は、理事が定める手続に従って定款の変更に関する定めを設ける定款の変更を行い、その上で、新たな定款の変更に関する定めに従い、名称や目的を変更する定款変更を行います。いずれの定款の変更についても主務官庁の認可を受ける必要があります（整備法第 94 条第 1 項、第 3 項及び第 6 項）。
 - iii 新制度における評議員を設置した特例財団法人の場合は、新制度における評議員会の特別決議で名称を変更する定款変更を行います（一般社団・財団法人法第 200 条第 1 項本文、第 189 条第 2 項第 3 号）。目的を変更する定款変更を行う場合には、まず、「目的」を「評議員会の決議によって変更することができる」旨を定款に定めた上で、当該条項を変更することとなります（一般社団・財団法人法第 200 条第 1 項ただし書、整備法第 94 条第 4 項において読み替えて適用する一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項）。いずれの定款の変更についても主務官庁の認可を受ける必要があります（整備法第 94 条第 6 項）。
- 4 なお、移行の登記を停止条件として「定款の変更の案」により定款の変更をすることを前提として認定又は認可の申請をする場合には、主務官庁の認可は不要です（整備法第 102 条（第 118 条において準用する場合を含む。）。（注）

(注) 新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがない特例財団法人が、理事が定める手続に従って定款の変更に関する定めを設ける定款の変更を行う場合の当該定款の変更には、主務官庁の認可が必要です（整備法第 94 条第 3 項及び第 6 項）。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 189 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一・二 (略)

三 第 200 条の評議員会

四～六 (略)

3・4 (略)

一般社団・財団法人法第 200 条 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によって、定款を変更することができる。ただし、第 153 条第 1 項第 1 号及び第 8 号に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを評議員会の決議によって変更することができる旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の定款で定めたときは、評議員会の決議によって、前項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

3 一般財団法人は、その設立の当時予見することのできなかつた特別の事情により、第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって、同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

整備法第 88 条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第 94 条 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。次項及び第 3 項において同じ。）については、一般社団・財団法人法第 200 条の規定は、適用しない。

2 その定款に定款の変更に関する定めがある特例財団法人は、当該定めに従い、定款の変更をすることができる。

3 その定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算中の特例財団法人にあっては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができる。

- 4 評議員設置特例財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の」とあるのは「旨を」と、「前項ただし書に」とあるのは「同項ただし書に」とする。
- 5 評議員設置特例財団法人については、一般社団・財団法人法第 100 条第 3 項の規定は、適用しない。
- 6 特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第 100 条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第 118 条 第 102 条の規定は、第 45 条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第 102 条中「第 106 条第 1 項」とあるのは「第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第 100 条各号」とあるのは「第 117 条各号」と読み替えるものとする。

民法第 38 条 定款は、総社員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。